

区立施設デジタル体験環境整備・配信業務委託 概要書

1 件名

区立施設デジタル体験環境整備・配信業務委託

2 委託期間

契約確定日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

区指定場所

4 対象施設

区立郷土資料館・区立熱帯環境植物館

4 公開時期

区立熱帯環境植物館:令和6年 9月中旬頃

区立郷土資料館 :令和6年 10月中旬頃

※ただし、上記日程に変更が生じる場合は、別途区の承認を得て決定するものとする。

5 業務内容

(共通)

- イ) 業務開始前に実施体制及び全体スケジュールを作成し提出すること。
- ロ) 上記に掲げるもののほか、来館者や区民の満足度を高めることが期待できる機能について、積極的に独自提案を行うこと。
- ハ) 高齢者等へのデジタルデバインド対策について、デジタルに気軽に触れることができ、デジタルツールに少しでも慣れることができるコンテンツや環境を整備すること。
- ニ) 板橋区または区と提携する団体から intellectual property (以下、IPという。)の提供または利用許可があった場合は、利用範囲等を区及び所有団体と調整のうえコンテンツに反映すること。
- ホ) 本業務に必要な資料のうち本区が所有するものは、必要に応じて貸与を受けることができる。資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成して本区に提出するものとし、貸与された資料は、業務完了時に全て返却すること。上記以外の資料については、受託者の責任において収集すること。その際、第三者が権利を有するものかどうかを調査し、権利を侵害しない方法により使用すること。
- ヘ) 令和6年度の配信・運営・保守・手続き等にかかる費用は委託料に含むこと。
- ト) 本区の担当職員及び本区が指定する関係者に対して公開前にコンテンツの動作

確認が可能な中間報告を行い、承認を得ること。

- チ) 中間報告は、公開の動作環境と同程度の仕様にて再現可能な機器や環境を用いた上で行うこと。
- リ) 令和7年度以降の保守管理費用は、今回の委託料には含めない。
- ヌ) 配信に必要な運用サーバやデータ用サーバは、受託者の責任において管理すること。
- ル) 配信に不具合が確認された場合は、速やかに対応すること。
- ロ) 令和6年度内に係る配信・運営費用については、委託料に含めること。
- ワ) 本仕様書に定めのない事項であっても、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとする。
- カ) 利用者に WEB 上でアンケートを行うこと。

(郷土資料館)

- ヨ) 郷土資料館及び溜池公園に、AR(拡張現実)コンテンツの作成及び配信を行うこと。
- タ) 音声、テロップ等を加えユーザーが楽しめるコンテンツ等を持たせること。
- レ) スマートフォン、タブレット等で動作する ARコンテンツであること。
- ソ) ユーザーがログインや ID 登録を不要とする WEB アプリとすること。
- ツ) AR コンテンツの配置スポットは、「新藤楼の再現」、「溜池公園に住む龍神の再現(別紙参照)」、「旧田中家住宅内の生活等の再現や古民家の説明」とし、体験の付加価値をあげる提案やスポットの追加などについて郷土資料館内または郷土資料館周辺の観光施設等を用いて提案を行う事。
ただし、制作着手前に板橋区から配置位置について変更の指示があった場合は対応すること。
- ネ) 施設入口や公園内に混乱が生じない様配慮すること。
- ナ) スマートフォンの操作に不慣れた人の練習や告知に活用できる QR コードを用いた体験版の AR を作成すること。
- ラ) 制作した郷土資料館コンテンツを楽しむための案内および高齢者でも理解しやすい操作方法や体験版 AR が体験できるチラシを制作・印刷(1,000 部)すること。
- ム) 郷土資料館職員・区の学芸員のレビューを取り入れながら制作すること。

(熱帯環境植物館)

- ウ) 熱帯環境植物館屋内に、プロジェクションマッピングを行うことができる機器(通信環境が必要な場合含む)の設置及びコンテンツの作成及び配信を行うこと。
- キ) コンテンツは、熱帯環境植物館の施設の紹介・コンセプトや見どころ等を表現した内容とし、熱帯環境植物館の職員とレビューを取り入れながら制作すること。

- ノ) コンテンツの設置場所は、地下1階、案内MAP前とする。簡易に復旧可能な方法であれば案内MAPの箇所に造作することも可能とする。
- オ) 音楽や音声等を加え体験者が楽しめるコンテンツとすること。
- ク) 隠ぺい配線を基本とし、露出配線部分が生じる場合はモール処理を行うこと。
- ヤ) 機器の設置や配線については、来館者に危害が生じない様、安全に配慮した設置とすること。
- マ) 施設通路に混乱が生じない様配慮すること。

6 制作・配信体制

- イ) 本件従事者の氏名、本件における担当業務、主な保有資格及び業務実績を記載した従事者名簿を契約締結後速やかに提出すること。
- ロ) 本件に関する一部業務の再委託を行う場合は、委託先会社及び委託業務内容を記載した開発体制図を作成し、事前に区の承認を得ること。
- ハ) 設計、構築、テスト、検証、研修の各工程でプロジェクトの適切な管理をすること。
- ニ) プロジェクトマネージャ1名を選任し、開発時の総合窓口としての役割を担当すること。また、プロジェクトマネージャは同様業務の経験があり、開発経験を3年以上有すること。

7 管理方法

- イ) 契約締結後、速やかに作業計画書を作成し、区の承認を得ること。
- ロ) 制作期間中は原則として、週に1回以上、メール等により品質管理及び課題管理の進捗状況を報告すること。
- ハ) 提出する資料については、レビューを実施し、区の承認を得ること。特にUIに関しては、設計時に実際の操作がイメージできるものを用意し、区の見解をくみ取ったうえで開発すること。

8 動作テスト

- イ) 配信までに動作テストを段階的に行うこと。
- ロ) 職員による検証を行うための環境として、プロトタイプや必要となる端末、インターネット環境を用意すること。
- ハ) 制作工程終了後に、配信の最終確認のための期間として2週間程度設けること。また、この期間は区または、区の定めたものからの問合せへの対応や不具合を迅速に修正できる体制をとること。
- ニ) 職員による検証を行う際は、事前に動作テストを行うこと。

9 提出物及び納品物

以下のものを提出又は納品すること。ただし、著作権やシステム上やむを得ない事由により納品が難しいものに関しては、理由書を提出し、区の下承を得ること。

なお、納期については別途区と協議のうえ決定し、期日までに速やかに提出または納品すること。

なお、電子データは外付け HDD に格納し、納品するものとする。

- ①従事者名簿
- ②作業計画書
- ③3D モデルデータ(FBX)
- ④コンテンツデータ
- ⑤プロモーションデータ
- ⑥操作マニュアル(管理者用)
- ⑦プロジェクター・操作端末及び周辺機器
- ⑨完了書

10 教育・研修

- ① システムの運用及び操作研修を、実施すること。研修対象は、職員及び施設管理者、各館1日で実施することを想定している。ただし、必要に応じ操作研修の対応を行う事。
- ② 研修で使用する操作マニュアルを作成し、必要部数を印刷すること。
- ③ 研修の実施方法、内容及び実施時期について提案し、別途区と協議し、決定すること。

11 配信

契約期間を通じて配信可能な状態を維持すること。

12 保守要件

イ) OS やブラウザ等のアップデート

各 OS やブラウザ等のバージョンアップに伴い、配信環境の動作に不具合が生じた場合は、速やかに対応すること。

ロ) 障害対応

区からのシステム障害に関する連絡に基づき、派遣が必要な場合は速やかに保守技術者を派遣し、状況把握、障害箇所の特特定、影響範囲の調査及び復旧作業を行うとともに、同様の障害が発生しないよう予防措置を講じること。

ハ) 運用・保守対応時間及び受付方法

区担当者に対して、平日(月から金。ただし、年末年始を除く)の9時から17時に

において、電話等により受付、対応すること。なお、その他の時間は電子メール等による受付対応とし、直近の営業日に速やかに対応すること。

ニ) 熱帯環境植物館で運営時間中に不具合が生じた場合、電話等により受付、対応すること。(休館日:月曜日 熱帯環境植物 AM10:00～PM6:00)

13 支払方法

履行確認後、請求に基づき一括で支払うものとする。

14 運搬責任

委託業務にかかわる物品、資料及び納入すべき物品等の運搬が必要な場合は、別に定めがある場合を除き、受託者の責任で行うものとする。

15 著作権について

(1) 受諾者が納入するすべての成果物の著作権は、契約金額の入金完了をもって区に帰属する。

(2) 受諾者が従前から有していた著作権は受諾者に留保されるものとし、区は当該契約に基づいて自己利用するために必要な範囲で、これらを著作権法に従い利用できるものとする。

(3) 業務の履行に関し新たに著作した成果物の著作権は、区に帰属する。

16 契約不適合責任

(1) 保守対応作業あるいは運用作業の完了後1年以内の間に、受諾者の行った作業に契約不適合が発見された場合は、受諾者はその修補の義務を負うものとする。

(2) 受諾者が前項に基づく修補を実施したにもかかわらず契約不適合が解消されなかった場合、受諾者は当該契約不適合による運用への影響を最小限に抑えるための改修案を提示し、区の了解を得たうえで無償により改修を実施するものとする。

17 損害補償

受諾者は、前条の事由により相手方に損害を与えた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、発生した直接間接の損害額について、区に賠償するものとする。

18 その他

(1) 委託の履行に際して、ディーゼル自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車を使用すること。

(2) 区が、委託作業期間中に受諾者の業務履行状況の確認を目的として、受諾者(再委託先を含む)の作業場所への立ち入り検査を実施する際は、協力すること。

(3) 作業の実施方法、契約内容の詳細、概要書に定めのない事項、又は業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、当該作業にて発生する経費を含め、区と受諾者が協議のうえ決定すること。

19 担当

板橋区都市整備部都市計画課調整・都市基盤DX係 藤江・宮崎

〒173 - 8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 本庁舎北館5階

TEL:03 - 3579 - 2566

メール:t-dx@city.itabashi.tokyo.jp